

第2次議会改革推進特別委員会 協議、決定事項

(1) 定例会の会期のあり方に関すること

- ・実際にはやってみないとわからない(10/5特別委員会)。
- ・予定として概ね事務局案のようなスケジュールを進める(10/5特別委員会)。
- ・令和6年3月定例会の日程(12/20議会運営委員会)

2/26 説明会

通し日	月・日	曜	会議区分	内 容
1	3月1日	金	本 会 議	議案の上程、提案理由の説明
2	2日	土	休 会	
3	3日	日	〃	
4	4日	月	本 会 議	市政に対する一般質問
5	5日	火	〃	〃
6	6日	水	〃	〃
7	7日	木	予 備 日	
8	8日	金	休 会	
9	9日	土	〃	
10	10日	日	〃	
11	11日	月	本 会 議	付議議案に対する質疑 ～委員会付託
12	12日	火	委 員 会	予算決算常任委員会(予定)
13	13日	水	〃	
14	14日	木	〃	
15	15日	金	予 備 日	
16	16日	土	休 会	
17	17日	日	〃	
18	18日	月	委 員 会	常任委員会(総産・厚文)(予定)
19	19日	火	予 備 日	
20	20日	水	休 会	
21	21日	木	議事整理日	
22	22日	金	本 会 議	委員長報告～付議議案の討論・採決

市政に対する一般質問

発言通告書提出期間 2月15日(木)午前8時30分～2月19日(月)正午  
(電子メール・FAXは午前9時まで)

※手話通訳用質問原稿:2月26日(月)正午まで

議案質疑

発言通告書提出期限 3月6日(水)午後5時まで

(2) 常任委員会の手法に関すること

・令和5年12月定例会は次のとおり実施。

○予算決算委員会

①会場：議場

②通告：なし

③会議の体制：委員（副委員長含む）は議席、執行部は執行部席で実施

④質疑：部局ごとに執行部入れ替えで実施

総括的な質疑はなかった

質問は着席して実施

⑤答弁者：部長級以下（基本的には担当課長）。市長・副市長・教育長は出席なし

⑥テレビ放送：今後検討

⑦会議録：今後公表に向けて検討

○総務産業及び厚生文教委員会

①会場：議会会議室・大会議室

②開催：同時開催

③通告：なし

④質疑：基本的には予算決算委員会と同じ

⑤答弁者：部長級以下（基本的には担当課長）。市長・副市長・教育長は出席なし

・令和6年3月定例会の内容（案）は次のとおり。

○予算決算委員会

①基本的には令和5年12月定例会と同様に実施する

②質疑：部局ごとに執行部入れ替えで実施

予算決算委員会の審議順番（案）

区 分	部 局		備 考
	前 半	後 半	
1 日 目	総務部、会計課、行政委員会事務局、 議会事務局	建設部、上下水道局	順番固定
2 日 目	経済観光部、農業委員会事務局	市民生活部	順番は交互
3 日 目	健康福祉部	教育委員会事務局	同上

総括的な質疑について

- 市長に対する総括質疑の必要があれば出席を要請するという前提のもとに、スケジュールを組んでいく（10/5 特別委員会）
- 出席要請は、議会運営委員会で決定し、議長に申し入れして執行部の方に出す（10/5 特別委員会）
- 出席要請は、委員長（特別委員会か予算決算委員会か）が会に諮って、そこで許可を得て議長に申し入れして執行部の方に出す（10/5 特別委員会）

○総務産業及び厚生文教委員会

①基本的には令和5年12月定例会と同様に実施する

(3) 議案説明会の運営方法に関すること

- ・令和5年12月定例会は次のとおり実施。

①開催時期：12月4日（月）開会に対して、11月24日（金）に開催（10日前）

②開催日等：1日をかけて実施

③参加議員：全議員同時

④説明者：各課長以上（必要に応じて係長）の職員

⑤議案書の配付時期：11月22日（水）【通告期限11月20日（月）正午】

※今後は通告の時期とあわせて様子を見ながら検討する（10/5 特別委員会）

(4) 議会基本条例の具体的運用に関すること

- ・事業説明シート

令和5年12月定例会から変更。必要に応じて改正する。

- ・市長等の反問権

- ・市長等の意見陳述権

令和5年12月定例会では行使なし。

今後も議長は趣旨にあうものであれば基本的に許可する（10/5 特別委員会）。

- ・議員間の自由討議

まずは議案の審査等に当たって、常任委員会において運用してみる（10/5 特別委員会）。

議論を深めなければならない、これについて理解を求めたいというようなものに関して、

例えば委員の方から委員長に議員間討議をお願いしますというような主張をする。あるいは

委員長の方からこれについては議員間討議でもう少し深めたいというような形のやり方

で運用していく（10/5 特別委員会）。

(5) 政治倫理条例の見直しに関すること

- ・今後調査研究し、時代及び実情に即したものとなるよう検討する。

(6) 議員定数、報酬に関すること

- ・報酬審議会に諮問している。答申を参考に定数も含めて今後検討する。

(7) 通年議会に関すること

- ・今後調査研究し、その有効性について検討する。

(8) 倉吉市ハラスメント防止条例の策定に関すること

- ・第3回（今回）の特別委員会で検討。

(9) 主権者教育の取組に関すること

- ・今後調査研究し、検討する。